

2022年4月7日

## 「消費者基本計画工程表改定素案」に関する意見

一般社団法人 全国消費者団体連絡会

	施策番号	ページ	意見
1	(全般) 工程表の構成について	—	脱炭素社会の実現に向けては、各事業者等の取り組みだけでなく、「消費者」それぞれの取り組みの実践が重要になります。冒頭にSDGsと関連事項の施策が一覧表で示されているように、脱炭素社会の実現に資する施策の一覧表を作成し、集中して取り組めるようにしてください。
2	(全般) 【KPI】の設定について	—	今回の【KPI】では、新たに認知度や理解度等のアウトカム指標が複数設定され、工程表として充実したことを評価します。ただ、今回の【KPI】においても具体的になっていない施策や、粒感が他の施策と大きく異なる部分もまだありますので、引き続き、認知度や理解度等のアウトカム指標の設定を中心に改善していくことを求めます。
3	I (1) ①事故の未然防止のための取組 イ家庭用化学製品の安全対策のための「安全確保マニュアル作成の手引き」作成支援	I -2	「【KPI】①手引きを新たに作成及び改訂した家庭用化学製品の製品群数：令和6年度末までに1件」との記載がありますが、なぜ1件なのか、その理由がわかるように記載してください。
4	I (1) ①事故の未然防止のための取組 エ子供の不慮の事故を防止するための取組	I -5	【KPI】に、保育園、幼稚園、学童、学校と連携し、親への啓発活動や子どもたちへの注意喚起と合わせて、子ども安全メールの登録や子どもを事故から守る Twitter へのフォローを促すなど具体的取り組みを記載してください。
5	I (1) ②消費者事故等の情報収集及び発生・拡大防止 エ製品安全に関する情報の周知	I -23	事故情報やリコール情報の発信を Twitter などで開始しておりますが、高齢者にも情報が届くように情報提供は SNS やネット以外もの活用するよう記載してください。

6	I (1) ④食品の安全性の確保 ク食品のトレーサビリティの推進	I-58	令和2年度における小売店から購入した牛肉のDNA分析の結果の不一致率が2.8%とあり、令和元年度の1.8%より上昇しています。 この数値は決して低くないと感じられることから、牛肉の偽装を撲滅する取り組みを強化し、目標を定めて取り組むことを記載してください。
7	I (2) ①商品やサービスに関する横断的な法令の厳正な執行、見直し オ高齢者、障害者等の権利擁護の推進	I-71	【KPI】に「⑨特定援助対象者法律相談援助件数」がありますが、(目標)(進捗)に記載がありませんので記載してください。
8	I (2) ⑤食品表示による適正な情報提供及び関係法令の厳正な運用 ア食品表示制度の適切な運用等	I-123	いわゆる無添加表示について「食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に該当するおそれが高いと考えられる表示についてのガイドラインを作成・公表するとともに、消費者における食品添加物への理解を更に深める取組を推進する」旨が加筆されましたが、消費者の理解に向けた取組と同様、事業者にもこのガイドラインの内容が正しく理解されるよう周知啓発を行うことを取組みに加筆してください。 また【KPI】にはガイドライン公表後の効果の確認や見直しについて触れてください。
9	I (2) ⑤食品表示による適正な情報提供及び関係法令の厳正な運用 ウ関係機関の連携による食品表示の監視・取締り	I-131	アサリの産地偽装が話題となりましたが、このような悪質な偽装が長年にわたり継続的に繰り返されてきたことは、国民の信頼を揺るがす大きな問題です。再発防止のため、関係機関の連携による監視・取締りの強化を図ると共に、トレーサビリティシステムの強化や産地表示のルール変更など具体的な取組について記載してください。
10	I (2) ⑥詐欺等の犯罪の未然防止、取締り キ.フィッシング対策の推進	I-145	フィッシング詐欺が多発していますが、取り締まりや注意喚起などの推進で、根本的な対策にはなっていないようです。取り締まりの強化等は大変重要ですが、フィッシング詐欺行為への罰則を制度的に強化するよう検討するとともに、被害額の減少等、被害の減少が分かる【KPI】を新たに設定し記載してください。
11	I (2) ⑧公正自由な競争の促進と公共料金の適正性の確保 イ 公共料金等の決定過程の透明性及び	I-157	LPガスについては、以下の課題及び施策についての記載してください。 ①小売適正化ガイドラインの実施から数年を経てもなお、消費者の問い合わせに対し標準的メニュー価格の公表を拒むなど、問題ある事例がみられます。3部料金制の徹底など、消費者に向けてLPガス料金透明化に係る施策を記載し、実施してください。

	料金の適正性の確保		<p>②2021年6月「賃貸集合住宅における入居前のLPガス料金の情報開示」への協力依頼が経済産業省、国土交通省の連携により提示されました。この取り組みに消費者庁も連携し、情報提供をはじめ、より実効性を高めるための施策を記載し、実施してください。</p> <p>③LPガス業界の敷地内への無償配管、住宅設備の無償貸与の問題については、2022年2月経済産業大臣から関係省庁と連携して取り組む旨発言がありました。LPガス料金を通じた適切な負担の在り方、及び必要な情報提供の在り方について、消費者庁も関係省庁とともに取り組む旨を記載し、実施してください。</p>
12	<p>I (3)</p> <p>⑧ 孤独・孤立に起因する消費者被害の防止等のための啓発及び見守り活動等の推進</p>	I-197	<p>【KPI】 ②見守りネットワークの設置市区町村の都道府県内人口カバー率、③消費生活協力員・協力団体を活用する市区町村の都道府県内人口カバー率について。</p> <p>基本計画の中の新しい施策で、「(進捗) 令和4年度より実施するため記載なし」とありますが、②③に関しては、出せる数値ですので、記載をしてください。</p>
13	<p>II (2)</p> <p>①脱炭素社会づくりに向けたライフスタイルの変革</p>	II - 10	<p>脱炭素社会の実現に向けて「COOL CHOICE」「ゼロカーボンアクション30」の周知を広げ、スピード感をもって取り組みを進める必要があります。中でもサーキュラーエコノミーの考え方に基づく購買行動の意識変革は、購買後の3R行動への効果も期待できるなど特に重要です。この考え方に基づく具体的な行動を示している「ゼロカーボンアクション30」の「買い物・投資」の2項目について、他に優先して情報提供など認知度を高める施策を講じてください。</p>
14	<p>III (1)</p> <p>①デジタル・プラットフォームを介した取引等における消費者利益の確保</p>	III-1	<p>「アフィリエイト広告等に関する検討会」では報告書も公表され、その中で、アフィリエイト広告も景品表示法第26条に基づく広告主が講ずべき措置があるとして、不当表示の未然防止・早期是正に向けた取り組みを行うことが計画されています。【KPI】として事業者への周知も大事であると考えますので、加筆してください。</p>
15	<p>III (1)</p> <p>①デジタル・プラットフォームを介した取引等における消費者利益の確保</p>	III-1	<p>インターネット販売における食品に関する情報提供についてガイドブック（令和4年度版）が作成されました。</p> <p>「インターネット販売における食品に関する情報提供について作成したガイドブック（令和4年度版）のCodex等を踏まえての必要に応じた更新（令和6年度まで）」が追記されましたが、事業者に向けて周知や活用を働きかけることを加筆してください。</p>

16	IV (1) ① 「消費者教育の推進に関する基本的な方針（基本方針）」等に基づく消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進及び地域における消費者教育推進のための体制の整備	IV-1	「地方公共団体による消費者教育コーディネーターの育成・配置に向けた取組を支援するとともに、消費者教育の担い手やコーディネーターに対しては、国、地方公共団体及び国民生活センター等において、必要な研修の実施、情報提供等を行う」となっています。また実績として各自治体で様々な消費者教育コーディネーター講座が開催されていますが、講座終了後の活用の位置付け「配置部分」を明確にしてください。
17	IV (1) ②学校における消費者教育の推進	IV-8	「中学校等における消費者教育プログラムの検討及び周知等」を行う計画となっています。早い段階からの消費者教育の重要性は明確です。【KPI】に中学校での消費者教育の実施状況について把握必要があるのではないかと考えるので、新たに記載してください。
18	IV (1) ⑥金融経済教育の推進	IV-23	金融教育は大学に対しては位置づけされていますが、高校に対しては、「令和4年4月からの学習指導要領の改訂を見据え、高校教員向けのモデル授業、指導教材を作成した」となっています。 【KPI】で「②学校や地域で開催される講座等への講師派遣状況」とありますが、高校の金融教育と地域での講座は分けて目標を把握するべきであると考えます。
19	V (1) ②消費者団体との連携及び支援等	V-3	【KPI】に「①地域の消費者団体が活躍できる場の提供」とありますが、特に目標値はなく、消費者や消費者団体と連携をして意見交換をすることなのかと考えますが、連携及び支援としてもっと積極的に関わりの場が持てるような位置づけを検討し、目標を設定してください。
20	V (3) ①地方消費者行政の充実・強化に向けた地方公共団体への支援等	V-21	【KPI】にある＜政策目標＞が％であるなら、（進捗）の数値も％で記載すべきです。
21	V (3) ②地域の見守りネットワークの構築	V-25	上記と同様。【KPI】にある＜政策目標＞が％であるなら、（進捗）の数値も％で記載すべきです。

以上